

耐震改修促進計画及び耐震改修促進法に基づく認定に関するQ&A

平成26年6月
沖縄県建築指導課

Q1：耐震改修促進法の趣旨は何か

A1：平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物の被害が顕著であり、それ以後に建築確認を受けた建築物は被害の程度が軽かったことから、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることの重要性が強く認識された。

そこで、現行の耐震基準に適合しない建築物において耐震性の向上を図るべく、建築基準法に基づく特例措置や金融上の支援策を講じる必要があることから、耐震改修促進法が整備されました。

Q2：今回の耐震改修促進計画の変更の概要は何か

A2：今回の県の促進計画の変更は、平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び改修について記載しています。

Q3：特定既存耐震不適格建築物とは何か

A3：昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた次に掲げる建築物のことをいいます。

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条第1項に規定する不特定多数の者が利用する建築物で同条第2項各号に規定する規模以上のもの
- ・同第7条第1項に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で同条第2項各号に規定する数量以上を収容するもの
- ・都道府県若しくは市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

Q4：床面積が増加する場合、建築基準法上の確認申請は必要か

A4：耐震改修促進法第17条第3項第3号の規定に該当する増築の場合、同17条第8項の規定により、耐震改修促進法の認定があれば、確認済証の交付があったものと見なされるため、確認申請手続きは不要となります。

Q5：ピロティ部を増築する場合は、全て認定されるのか

A5：増設する壁が耐震性のない壁である場合など、増築により耐震性が向上しない場合は認定できません。

Q6：耐震診断とはどのようなものか

A6：既存の建物について、耐震性があるか診断するもので、強さ（強度）、柔らかさ（靱性）、バランス（形状）、劣化具合（経年）にて評価します。

耐震診断の流れについては、別表「耐震診断フロー図」を確認願います。

詳しくは、(NPO) 沖縄県建築設計サポートセンターや(社) 沖縄県建築士事務所協会に登録されている建築士事務所の耐震診断技術者にお問い合わせ下さい。

Q7：耐震診断技術者とは何か

A7：耐震診断技術者とは、（社）沖縄県建築士事務所協会の「耐震診断技術者登録規定」一級建築士の資格で、耐震診断基準に関する講習を受講している技術者です。

Q8：耐震改修促進法の認定を受けるとどのようなメリットがあるのか

A8：住宅の場合は、所得税額からの改修費用の控除や固定資産税の減額があります。事業用建築物の場合は、所得税・法人税の改修費用の特別償却があります。

Q9：耐震診断や耐震改修に対する県の補助はないのか

A9：現在、住宅に対する耐震診断及び耐震改修については、「民間（RC造）住宅耐震診断・改修等補助金交付要綱」、民間特定既存耐震不適格建築物に対する耐震診断については、「沖縄県民間建築物耐震診断事業費補助金交付要綱」をそれぞれ策定しています。

お住まいの市町村において補助金交付要綱を策定していることが補助対象の条件となりますので、補助の有無及び補助内容の詳細等につきましては、お住まいの市町村の建築物耐震改修促進担当課にお問い合わせ願います。

なお、民間特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に対する補助の策定については、現在、関係部局と協議を行っているところです。